

住居確保給付金のしおり

離職によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
—住居確保給付金のご案内—

住居確保給付金とは

離職又は自営業の廃業により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、くらしとしごとサポートセンターによる就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

38,000円（単身世帯）	46,000円（2人世帯）
49,000円（3人世帯～5人世帯）	
53,000円（6人世帯）	59,000円（7人世帯以上）

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者等への代理納付

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方であること
- ② 申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内であること
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であった方であること（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計が基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること
単身世帯：8.1万円に家賃額（ただし、3.8万円が上限）を加算した額以下
2人世帯：12.3万円に家賃額（ただし、4.6万円が上限）を加算した額以下
3人世帯：15.7万円に家賃額（ただし、4.9万円が上限）を加算した額以下
4人世帯：19.4万円に家賃額（ただし、4.9万円が上限）を加算した額以下
- ⑤ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし100万円を超えないものとする。）以下であること
単身世帯：8.1万円×6＝48.6万円以下
2人世帯：12.3万円×6＝73.8万円以下
3人世帯：15.7万円×6＝94.2万円以下
4人世帯：19.4万円×6＝116.4万円→100万円以下
- ⑥ 就労能力及び常用就職に意欲があり、ハローワークへの求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

住居確保給付金の支給額

単身世帯

月収8.1万円以内の方の住居確保給付金支給額は家賃額（上限3.8万円）となります
月収8.1万円を超え、収入基準額未満の方は以下の数式により算出された額となります
住居確保給付金支給額 = 家賃額（上限3.8万円） - （月の世帯の収入 - 8.1万円）

2人世帯

月収12.3万円以内の方の住居確保給付金支給額は家賃額（上限4.6万円）となります
月収12.3万円を超え、収入基準額未満の方は以下の数式により算出された額となります
住居確保給付金支給額 = 家賃額（上限4.6万円） - （月の世帯の収入 - 12.3万円）

3人世帯

月収15.7万円以内の方の住居確保給付金支給額は家賃額（上限4.9万円）となります
月収15.7万円を超え、収入基準額未満の方は以下の数式により算出された額となります
住居確保給付金支給額 = 家賃額（上限4.9万円） - （月の世帯の収入 - 15.7万円）

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を申請することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
貸付期間 原則3か月 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内
原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付を申請することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する
費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

① 住居確保給付金支給申請書

② 住居確保給付金申請時確認書

③ 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等いずれかの写し（顔写真付きのものは1点、顔写真がないものは2点）

④ 離職関係書類

2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し

※離職票等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類

⑤ 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての収入が確認できる書類

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳等

⑥ 金融資産関係書類

申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し

⑦ ハローワークの発行する「求人受付票（ハローワークカード）」の写し

（注）申請時に提出いただいた書類は、一切お返しできません。

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書をくらしとしごとサポートセンターに提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙、「求職申込み・雇用施策利用状況確認書」の用紙が交付されます。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、奈良市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保していただきます。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。併せて、重要事項説明書を交付してもらってください。

◆ ハローワークでの求職申込み

- 「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」を持参してハローワークにて求職申込みを行っていただき、ハローワークの担当者から受理状況を記入してもらいます。併せて、関連する他の雇用施策による給付・貸付けを受けていないことの確認を受けて、ハローワーク窓口から記入・発行してもらいます。

※ハローワーク窓口から事前に「住居確保給付金・総合支援資金連絡票」の発行を受けている場合はこの手続きは不要ですが、「求職受付票（ハローワークカード）」と「住居確保給付金・総合支援資金連絡票」をくらしとしごとサポートセンターに提出して下さい。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」及び重要事項説明書を、くらしとしごとサポートセンターに提出してください。
- ハローワーク窓口から「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の発行を受けた場合は、求職受付票（ハローワークカード）と、確認票をくらしとしごとサポートセンターへ提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住居確保報告書」の用紙が交付されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、奈良市社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し、「住居確保給付金支給対象者証明書」の写し及び重要事項説明書の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入申込みが可能です。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付(生活支援費)の借入申込みが可能です。

※貸付けには審査があります。

◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約の手続きを締結してください。この際、総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約(初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約)」となります。なお、総合支援資金(住宅入居費)を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、**混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とする**としている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- **総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを奈良市社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。**

◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付の賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書」の写し及び新住所における「住民票」の写しを添付して、「住居確保報告書」をくらしとしごとサポートセンターに提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」の用紙、「常用就職活動状況報告書」の用紙が交付されます。
- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。
- 住居確保給付金は奈良市から住宅の貸主又は貸主から委託を受けた不動産事業者等へ直接振込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について奈良市社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを奈良市社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書をくらしとしごとサポートセンターに提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」の用紙、「求職申込・雇用施策利用状況確認票」の用紙が交付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- 「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」を持参してハローワークにて求職申込みを行っていただき、ハローワークの担当者から受理状況を記入してもらいます。既に求職申し込みを行っている方もその確認を受けて担当者から記入してもらいます。併せて、関連する他の雇用施策による給付・貸付けを受けていないことの確認を受けて、ハローワーク窓口から記入発行してもらいます。

※ ハローワーク窓口から事前に「住居確保給付金・総合支援資金連絡票」の発行を受けている場合はこの手続きは不要です。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、くらしとしごとサポートセンターに提出してください。
- ・ ハローワーク窓口から「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の発行を受けた場合には、求職受付票（ハローワークカード）の写しと、確認票をくらしとしごとサポートセンターへ提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、「**常用就職活動状況報告書**」の用紙が交付されます。
- ・ 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。
- ・ 住居確保給付金は奈良市から住宅の貸主又は不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、社会福祉協議会から、貸付決定が通知されます。

（注）申請時に提出いただいた書類は、一切お返しできません。

住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支援期間中は、ハローワークの利用、くらしとしごとサポートセンターの支援員の助言その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。
- ◆ ①毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参のうえ、ハローワーク（なら福祉・就労支援センター）で職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」にハローワーク担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
- ◆ ②毎月4回以上、くらしとしごとサポートセンターの支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、その他の状況を「常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。

- ◆ ③原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受けていただく必要があります。これはハローワークにおける活動に限らず、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月4回のくらしとしごとサポートセンターの支援員等との面接の際に、「常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、報告してください。
- ◆ さらに、くらしとしごとサポートセンターでプランが策定された後は、①～③に加え、プランに基づく常用就職に向けた就職活動等を、誠実かつ熱心に行っていただきます。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」をくらしとしごとサポートセンターへ提出していただきます。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、くらしとしごとサポートセンターに毎月提出していただきます。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間である3か月が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を限度に支給期間を2回まで延長して受給することが可能です。（最長9ヶ月）
（要件）
 - ・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
 - ・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること 等住居確保給付金の受給期間の延長を希望される方は、収入・預貯金分かる書類を準備して、くらしとしごとサポートセンターへご相談ください。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合。
 - ・受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、くらしとしごとサポートセンターの指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
- ◆ 申請書を提出していただく必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、くらしとしごとサポートセンターへお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 毎月2回以上のハローワークでの就職相談、毎月4回以上のくらしとしごとサポートセンターの支援員等による面接、原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、就職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 支給中に常用就職し、就労により得られた収入額が中止基準額（住居確保給付金収入限度額に家賃額を加算した額）を超えた場合は、中止基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、くらしとしごとサポートセンターの指示による場合を除く。）については支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁固刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ くらしとしごとサポートセンターが策定したプランに従わない場合は、支給を中止します
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住宅確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、再度支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。
- ◆ 職業訓練受講給付金の受給が決定した場合は、くらしとしごとサポートセンターに「住居確保給付金支給停止届」を提出して下さい。
- ◆ 再開の手続き
住居確保給付金の支給の再開の希望する場合は、訓練終了時まで「住居確保給付金支給再開届」を提出して下さい。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した住居確保給付金の全額又は一部について返還を求めるとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

お問い合わせ先
奈良市くらしとしごとサポートセンター
TEL : 0120-372-310
FAX : 0742-34-5359